

家族の絆を深める想いの相続を！
月刊ニュースレター

想 続

Vol.4 (2011年1月1日)

発行：一般社団法人 日本相続協会

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-1 岡野ビル 4F

TEL 03-3404-1225 FAX 020-4664-9664

E-mail info@n-sk.org (担当：内田)

☆定期購読（無料）をご希望の方は上記へどうぞ！

相続税が大増税に！～速報・平成23年度税制改正

あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

さて、平成23年度税制改正大綱が発表されました。1月下旬からの国会で審議され（ねじれ国会ということもあり、すんなり行くかどうかは不透明ですが）、4月1日から施行される予定です。

改正案は、相続税については大増税、贈与税は減税（一部増税）です。

まず相続税については、基礎控除が大幅に引き下げられ、最高税率は50%から55%に引き上げられます。

相続税がかかるのは、現在、亡くなった方100人のうち4人ですが、これが6人にまで増えるといわれています。つまり相続税がかかる人が、1.5倍に増えるわけです。課税率6%というのは、あくまでも全国平均ですから、都市部についていえば、相続税がかかる人の割合はもっと多くなります。都市部で持ち家があり、預貯金が多少あれば、相続税がかかってくる可能性が高いといえます。

また、今年の改正で、自宅などにかかる相続税を減額できる「小規模宅地の特例」についても、増税が行われています。

したがって、まずは、「わが家の場合には相続税がかかるのかどうか、かかるとしたらどのくらいの税金がかかるのか」を把握しておくことが大切です。

なお、配偶者がいる場合の相続（これを一次相続といいます）では「配偶者の税額軽減」という優遇制度によって相続税がかからない場合であっても、配偶者がいない相続（これを二次相続といいます）のときには多額の相続税がかかってくる可能性があります。相続税について考えるときには、二次相続まで視野に入れた対策をすることが肝要です。

一方、贈与税に関しては、相続時精算課税の適用対象を20歳以上の孫にまで拡大するなど、高齢者から若い世代への資産移転を後押しする減税が行われる予定です。

【資料】平成 23 年度税制改正大綱より抜粋

■ 相続税（平成 23 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈について適用予定）

1. 基礎控除

現 行	改正案
5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数	3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

2. 税率構造

現 行		改正案	
法定相続分に応じる		法定相続分に応じる	
各人の取得金額	税 率	各人の取得金額	税 率
1,000 万円以下	10%	1,000 万円以下	10%
3,000 万円以下	15%	3,000 万円以下	15%
5,000 万円以下	20%	5,000 万円以下	20%
1 億円以下	30%	1 億円以下	30%
3 億円以下	40%	2 億円以下	40%
3 億円超	50%	3 億円以下	45%
		6 億円以下	50%
		6 億円超	55%

3. 死亡保険金の非課税限度額

現 行	改正案
500 万円 × 法定相続人の数	500 万円 × 法定相続人（注）の数 注）未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る

4. 未成年者控除

現 行	改正案
20 歳までの 1 年につき 6 万円	20 歳までの 1 年につき 10 万円

5. 障害者控除

現 行	改正案
85 歳までの 1 年につき 6 万円 （特別障害者については 12 万円）	85 歳までの 1 年につき 10 万円 （特別障害者については 20 万円）

■ 贈与税（平成 23 年 1 月 1 日以後の贈与について適用予定）

1. 税率構造（暦年課税）

現 行		改正案	
		1. 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	
課税価格（基礎控除後）	税 率	課税価格（基礎控除後）	税 率
200 万円以下	10%	200 万円以下	10%
300 万円以下	15%	400 万円以下	15%
400 万円以下	20%	600 万円以下	20%
600 万円以下	30%	1,000 万円以下	30%
1,000 万円以下	40%	1,500 万円以下	40%
1,000 万円超	50%	3,000 万円以下	45%
		4,500 万円以下	50%
		4,500 万円超	55%
		2. 上記 1. 以外の場合	
		課税価格（基礎控除後）	税 率
		200 万円以下	10%
		300 万円以下	15%
		400 万円以下	20%
		600 万円以下	30%
		1,000 万円以下	40%
		1,500 万円以下	45%
		3,000 万円以下	50%
		3,000 万円超	55%

2. 相続時精算課税

現 行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受贈者…20 歳以上の推定相続人に限る ・ 贈与者…年齢 65 歳以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受贈者の範囲に、20 歳以上の孫を追加 ・ 贈与者…年齢 60 歳以上

3. 住宅取得資金贈与の非課税

適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等（住宅取得等資金の贈与を受けた翌年 3 月 15 日までに行われるものに限る）に先行して、その敷地に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加する。

（税理士 内田麻由子）